

安城市監査公表第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、出資
団体監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を
公表する。

令和5年11月21日

安城市監査委員 中西 肇

安城市監査委員 法 福 洋 子

1 監査の種類

- (1) 出資団体監査
- (2) 財政援助団体監査（補助金交付団体）

2 監査の対象

- (1) 対象団体
公益財団法人安城市学校給食協会
- (2) 所管課
教育振興部総務課

3 監査の期間

令和5年8月3日から令和5年10月30日まで

4 監査事項

令和4年度の事業に係る出納その他の事務の執行に関する事及び補助金の使途及び補助要件の履行に関する事

5 監査の方法

出捐及び財政援助に係る出納その他の事務が諸規程に従い適正に執行されているか、また、目的事業が定款等の規定に従い適正に執行されているかを主眼とし、抽出した会計諸帳簿及び証拠書類等を照合確認するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

また、所管課に対しては、当該監査団体に対する指導監督が適切になされているかどうかを主眼をおいて監査を実施した。

6 重要リスク及び監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を設定した。

(1) 出資団体

リスク	着眼点
出資目的に合った事業運営が行われないリスク	<p>ア 定款及び経理規程等諸規程は、整備されているか。</p> <p>イ 設立目的に沿った事業運営が行われているか。</p> <p>ウ 決算諸表等は、法令等に準拠して作成されているか。</p> <p>エ 経営成績及び財政状態は、良好か。</p> <p>オ 会計処理及び財産管理は、適正か。</p> <p>カ 経済性・効率性・透明性の観点から適切な契約事務が行われているか。</p>
所管課が団体に対して適切な指導監督を行っていないリスク	<p>ア 株式又は出資による権利は、財産台帳に登録され、決算書類は適正に表示されているか。</p> <p>イ 出資者として権利行使は、適正に行われているか。</p> <p>ウ 出資団体の経営成績及び財政状態を十分に把握し、適切な指導監督を行っているか。</p>

(2) 財政援助団体監査

重要リスク	着眼点
補助金の必要性に関する判断指針が明確になっていないリスク	<p>ア 補助金交付要綱は適正に整備されているか。補助金の交付目的及び対象事業が明確になっているか。</p> <p>イ 所管課は、補助金の交付効果に関する検証を適切に行っているか。</p> <p>ウ 交付額の算出は合理的な基準により行われているか。</p>
補助金に関する事務処理及び会計処理が適切でないリスク	<p>ア 団体において、補助金を補助対象事業以外に使用していないか。</p> <p>イ 所管課は、実績報告書に基づく精算を検査しているか。また、収支の根拠となる資料を確認しているか。</p>
交付団体において、現金等の管理体制が不十分な場合のリスク	<p>ア 出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。</p> <p>イ 監査役や理事は、独立性が確保され、有効に機能しているか。</p> <p>ウ 会計処理上の責任体制のほか、補助金の執行全般にわたり、内部統制は機能しているか。</p>

7 監査の結果

監査を実施した範囲において、おおむね適正に処理されていると認められた。